

# 久喜市立久喜中学校 いじめ防止基本方針

平成31年3月改定

## 目 次

はじめに

### 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

(2) いじめに関する基本認識

### 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止について

(2) 早期発見について

(3) ネット上のいじめの対応

(4) いじめに対する措置

### 4 重大事態への対応

(1) 設置者への報告

(2) いじめ問題調査委員会の設置

(3) 調査の実施

(4) 調査結果の報告と提供

### 5 家庭・地域との連携

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある決して許されない行為である。

また、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであることを認識し、生徒には、いじめを行ってはならないことを徹底するとともに、いじめ防止のため、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき課題である。

このことを踏まえ、学校はいじめ問題行動への対応について、早期発見・早期対応及びいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止に努める責務がある。また、その解決には、家庭、地域、その他関係機関との連携を図ることが不可欠である。

### 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義《いじめ防止対策推進法 第2条 より》

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- \* 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係のある者を指す。
- \* 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- \* 「影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫など相手に苦痛を与えるものを含む。

#### <いじめかの判断>

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。つまり、いじめられた児童生徒が「いじめ」と感じたものはすべて「いじめ」と捉える。

#### <具体的行為例>

以下のようなことを一度や二度でなく、続けてされている状態であり、【 】は、抵触する可能性のある刑罰法規である。

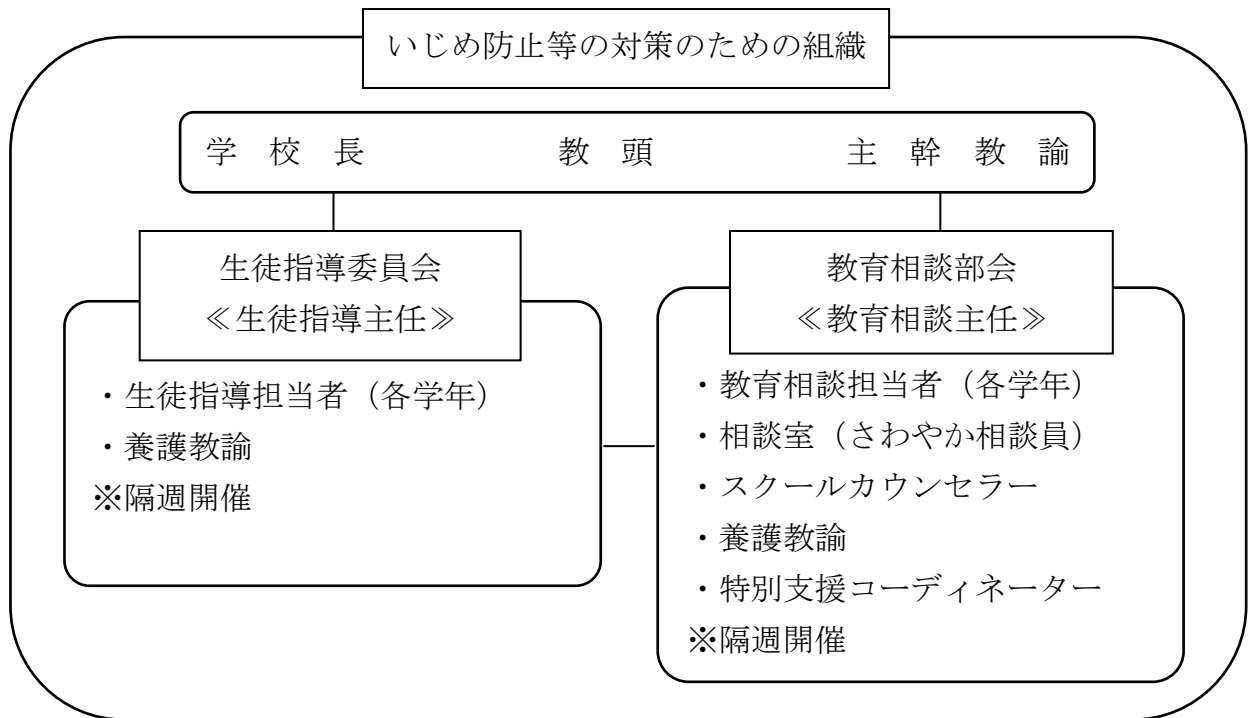
- ・冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、いやなことを言われる。  
【脅迫、名誉毀損、侮辱】
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 【暴行、傷害】
- ・金品をたかられる。 【恐喝】
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。  
【窃盗、器物破損】
- ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。  
【強要、強制わいせつ】
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。  
【名誉毀損、侮辱】

## (2) いじめに関する基本認識

- ①「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと  
いじめる側が悪いという明快な一事を、毅然とした態度で行き渡らせる必要があり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないものである。
- ②いじめられている子どもの立場に立って、親身な指導を行うこと  
子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するようにする。
- ③いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること  
いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担い、家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。
- ④いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること  
個性や差異を尊重する態度を育てる指導を推進し、道徳教育を通して、かけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。
- ⑤家庭・学校・地域社会など一体となり、それぞれの役割を果たす必要があること  
いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要があり、地域を挙げた取組も急務である。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止・早期発見を常日頃から行うため、生徒指導委員会と教育相談部会を定期的に開催する。また必要に応じてその両者を中核とした「いじめ防止等の対策のための組織」を設置し、いじめの対処・組織的な対応を迅速に行う。



## 3 学校におけるいじめ防止等に関する措置

### (1) いじめの未然防止について

#### ①人権教育、道徳教育の充実

人権尊重の精神の滋養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育は、豊かな心を育成し、いじめの防止につながるものである。いじめは、「相手の人権を踏みこむ行為であり決して許されるものではない」ことを生徒に理解させ、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

そこで、日々の学校生活の中で機会を捉え、人権感覚を育てる指導を行う。12月の人権週間には、生徒会を中心とした朝会の中で、生徒自ら人権について考え、全校で人権意識を高める取り組みを行う。また、道徳の時間の授業を行うことは、未発達な考えや道徳的判断力・実践力の低さから起こる「いじめ」に対して大きな効力を発揮することから、いじめ防止のための道徳の授業を計画的に実施する。

#### ②相談体制の整備

##### 《 教育相談部会 》

校長、教頭、主幹教諭、教育相談主任、各学年教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラーにより実施する。

各学年の教育相談担当者から、各学級や生徒の報告をする。また、配慮が必要な事例に対しては、ケース会議を行う、あるいはスクールカウンセラーによる専門的な立場からの助言を受ける等、実態に即して対応する。

#### 《 さわやか相談室 》

気軽に相談できる場として、1年生全員と個別面談をする。また、小中一貫教育の観点から、本校の「相談室だより」を配布したりする。

### ③

#### (2) 早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査(各学期一回年3回実施予定)や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

#### (3) ネット上のいじめの対応

##### ① ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

(具体例) メールでのいじめ、ブログでのいじめ、ラインでのいじめ、学校非公式サイト(いわゆる学校裏サイト)でのいじめ等がある。

##### ② 未然防止のために

学校での情報モラルの指導を行うとともに、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方での指導を行う。

(具体的取組)

- ・ 生徒に対しては、学年集会を含む学活、帰りの会等の短学活、道徳の時間、技術家庭科の授業等を活用して、情報モラルの指導を計画的、継続的に行う。また、毎年全校で外部機関による、情報モラルについての講義を行う。
- ・ 保護者に対しては、学級懇談会、保護者会、三者面談の際には毎回、資料を使い、具体例を示しながら未然防止を図る。

##### ③ 早期発見・早期対応のために

- ・県のネットパトロールでの情報提供を受ける。
- ・生徒に対しては、書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を生徒、保護者に学活、保護者会等で助言、協力して取り組む。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例の場合は、警察等の専門機関と連携する。

#### (4) いじめに対する措置

##### ①いじめの事実確認

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などを、いじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。そのために、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

また、保護者に対しては、複数の教職員（学年主任・担任・生徒指導主任等）で対応し、事実に基づいて丁寧に説明する。

＜把握すべき情報とは＞

- ・誰が誰をいじめているのか・・・【加害者と被害者の確認】
- ・いつ、どこで起こったのか・・・【時間と場所の確認】
- ・どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか・・・【内容】
- ・いじめのきっかけは何か・・・【背景と要因】
- ・いつ頃から、どのくらい続いているのか・・・【期間】

※生徒の個人情報、その取り扱いに十分注意すること。

##### ②いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援

###### 生徒に対して

- ・事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・「必ず解決できる」という希望を、安心感を与える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。

###### 保護者に対して

- ・発見した日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭との連携を取りながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談してほしいことを伝える。

##### ③いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

###### 生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況等について十分に話を聴き、背景にも目を向けた指導をする。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにする等、一定の教育的配慮のもと、毅然

とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

#### 保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後のかかわり方等を一緒に考え、具体的な助言をする。

#### ④周りの生徒に対する指導

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者にならず、いじめを抑止する仲裁者になることを促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示す。
- ・いじめを自分たちの問題として意識させる。

#### ⑤所轄警察署との連携

学校でのいじめが、暴力行為や恐喝等、生徒の生命・身体の安全が脅かされる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応することが必要である。

#### 『相談窓口』

所轄警察署	少年サポートセンター
「久喜警察署」 〒346-0021 久喜市上早見 154 代表電話：0480-24-0110	埼玉県警察少年サポートセンター 「少年サポートセンター東分室」 春日部市庄和総合支所 3階 電話：048-718-4152

#### ⑥いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

#### いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当期間継続していること。

#### 被害生徒が心身の苦痛を受けていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※ただし、以上の要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。さらに、必要に応じ、被害生徒の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。



#### ⑦懲戒、出席停止制度の適切な運用等、その他いじめの防止に関する措置

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、出席停止等の懲戒処分の措置を、久喜市教育委員会の判断のもとで検討する必要がある。その際、当該生徒に対して、学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、家庭との連携を十分に図る必要がある。

特に、いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめから守り抜くために、必要があればいじめた生徒に対し、転学等について弾力的に対応することと規定されており、これらを視野に入れた措置も必要になってくる。そのため、保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し、生徒の将来を見据えた指導を行う。

## 4 重大事態への対応

重大事態とは… 《いじめ防止対策推進法 第28条より》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

\* 「生命・心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して適切に判断する。たとえば、

- a 児童生徒が自殺を図った場合
- b 身体に重大な傷害を負った場合
- c 金品等に重大な被害を被った場合
- d 精神性の疾患を発症した場合                      などのケースが想定される。

\* 「相当の期間」とは年間30日を目安とする。これらの状況が児童生徒・保護者から申し出があった場合は、重大事態として迅速に対応する。

### (1) 設置者への報告

重大事態が発生したとき、学校は教育委員会を通じて市長に事態発生について速やかに報告する。

### (2) いじめ問題調査委員会の設置

久喜市教育委員会と協議のうえ、当該事案に対する組織「いじめ問題調査委員会」を設置する。構成員は以下のとおりとする。教職員以外については、教育委員会と連携し

て速やかに委嘱する。

#### 構成員

教職員、教育相談員、臨床心理士、スクールウンセラー、カクールソーシャルワーカー、保護司、学校運営協議会会長、福祉課職員指導主事、その他校長が認めるもの

### (3) 調査の実施

- ①生徒指導会議を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ②調査は、教育的配慮に基づき、生徒の人権や個人情報保護法等に十分留意した上で、生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等により行う。
- ③調査の経過及び結果については、適切に記録するとともに、調査によって明らかとなった事実関係の情報管理には万全を期する。

### (4) 調査結果の報告と提供

調査結果については、久喜市教育委員会を通じて市長に報告する。また、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を「埼玉県個人情報保護条例」等に十分留意した上で、適時、適切な方法で提供する。

## 5 家庭・地域との連携

いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならない。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び久喜市教育委員会に報告し、適切な連携を図り、保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取組む姿勢が重要である。

学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、積極的に保護者会やホームページ等で公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫が必要である。また、いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応することも忘れてはならない。

保護者会、久喜中学校生徒指導委員会等でいじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設け、特に PTA と学校との実質的な連絡協議の場を確保し、家庭・地域との連携を積極的に図る必要がある。

実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されない。